

お買い物にはマイバッグを

お買い物には、「マイバッグ（買い物袋）」を持参していますか？

スーパーやコンビニで無料配布されているレジ袋は、年間約 300 億枚以上と推定され、これだけのレジ袋を作るには、約 5.4 億リットルの原油が必要です。レジ袋は、もらった後に利用しても最終的にはごみとなり、資源に還ることはありません。

マイバッグで買い物をすると、買い物した内容が周りの人に見えることもなく、プライバシーの保護にもつながります。

限りある資源を大切に残していくためにも、お買い物にはマイバッグを持参しましょう。

問い合わせ先 環境課



2月25日（土）に熊本市役所であったシンポジウムで、マイバッグ・キャンペーンソング「お買い物にはマイバッグ」を披露し、マイバッグの持参をPRしました

第4回くまもとエコファミリーコンテスト 募集

地球温暖化防止のために、各家庭やグループで省エネルギー・省資源に取り組み、環境にやさしい暮らしを実践した内容やその効果を募集します。

募集部門

(1) ファミリー部門

各家庭での省エネルギー・省資源の取組成果を募集。

(2) グループ部門

企業やPTAなどの団体、サークルなどで省エネルギー・省資源に取り組んでいるグループ（3世帯以上の家庭の集まり）からの取組成果を募集。

応募方法

(1) ファミリー部門

①平成17年12月から平成18年2月までの省エネルギー・省資源への取組結果や内容、工夫した点などを応募用紙に記入。

②応募用紙の封筒に、対象期間の電気・ガス・水道料金の領収書の写しを封入して県へ送付。

(2) グループ部門

①グループ名と代表者を決め、グループ登録用紙に必要事項

項を記入。

②グループに参加している各家庭ごとに、平成17年12月から平成18年2月までの省エネルギー・省資源への取組結果や内容、工夫した点などを応募用紙に記入。

※氏名の末尾には、グループ名を記入。

③各家庭ごと、封筒に対象期間の電気・ガス・水道料金の領収書の写しを封入。

※グループ内での取組結果の集計は不要。

④グループ登録用紙と③を合封して県へ送付。

応募期間 3月1日（水）～4月30日（日） ※当日消印有効。

問い合わせ・応募先

〒862-8570

熊本県環境政策課環境立県推進室

「くまもとエコファミリー」係

☎096(333)2266(直通) / Fax 096(383)0314

ホームページ:

http://www.pref.kumamoto.jp/eco_family/index.html

※応募用紙は、菊池市役所環境課、各総合支所民生課にもあります。

確定申告が間違っていたときなどは

所得税や消費税および地方消費税の確定申告書を提出した後で、その記載内容に間違いがあることに気付いたり、うっかりして確定申告書の提出を忘れていた人はいませんか。

間違いなどに気付いた場合には、次のような手続をとる必要があります。

なお、期限を過ぎて所得税や消費税の申告を行った場合、原則として、それによって納めることになった税額のほかに、その税額の15パーセントの無申告加算税がかかりますが、自主的に申告すると、5パーセントに軽減されます。

●申告した税額が誤っていた場合

申告した税額が少なかったり、還付を受けた金額が多すぎたりした場合には、「修正申告」により正しい金額に訂正する必要があります。

修正申告を行った場合には、原則として、新たに納めることになった税額のほかに、その税額の10パーセントの過少申告加算税がかかりますが、自主的に修正すると、過少申告加算税はかかりません。

また、申告した税金が多すぎたり、還付を受けた金額が少なかつたりした場合には、「更正の請求」により正しい金額に訂正することができます。

「更正の請求」ができる期間は、原則として法定申告期限から1年以内です。平成17年分の所得税の確定申告の場合は、平成19年3月15日まで、平成17年分個人事業者の消費税および地方消費税の確定申告については、平成19年4月2日までとなります。

●所得税の確定申告を忘れていた場合

所得税の確定申告をしなければならぬ人が、申告書の提出を忘れていたときは、申告期限を過ぎていても速やかに申告書を提出する必要があります。

●消費税の確定申告を忘れていた場合

消費税の確定申告をしなければならぬ人（平成15年分の課税売上高が一千万円を超える個人事業者の人）が平成17年分消費税の確定申告書の提出を忘れていたときは、申告期限を過ぎていても速やかに申告書を提出する必要があります。

問い合わせ先 菊池税務署
☎(25) 2121

平成18年度

土地価格等縦覧簿・

家屋価格等縦覧簿（縦覧帳簿）の縦覧

4月3日（月）から5月31日（水）まで

納税者の皆さんに固定資産税を信頼してもらうことを目的に、情報開示が拡充されています。4月3日（月）から新たに作成される平成18年度菊池市縦覧帳簿の土地・家屋の価格を期間中、納税者の皆さんが縦覧できます。

縦覧帳簿を縦覧できる人

- ・土地または家屋の納税者
- ・納税者の同居親族
- ・納税管理人・委任状持参の代理人
- ・賦課期日以後の新所有者

※土地の納税者は土地の、家屋の納税者は家屋の、両資産の納税者は土地・家屋両方の縦覧帳簿の縦覧ができます。

ただし、その資産が免税点の場合には縦覧できません。

固定資産課税台帳の閲覧

固定資産課税台帳（土地・家屋等）に登録されている価格などの事項は、平成18年度の固定資産税の課税の基礎となるため、関係者の人は縦覧期間内にこの

持参するもの

納税通知書または、課税明細書・印かん・委任状など（縦覧する人によって異なりますので詳細は、問い合わせください。 ※縦覧期間中の閲覧・縦覧手数料は無料ですが、課税台帳の写しが必要な場合は有料（1件につき300円）です。

縦覧・閲覧場所および問い合わせ先

- ・菊池市税務課固定資産税係
- ・七城総合支所 総務振興課税務係
- ・旭志総合支所 総務振興課税務係
- ・泗水総合支所 総務振興課税務係